

旅館業法検討会に関する意見書

ハンセン病家族訴訟原告団

副団長 黄光男(ファン グァンナム)

旅館業第5条に規定する宿泊拒否制限について、発熱者などコロナ感染が疑われる者について旅館の判断で宿泊を拒否できるようにするとの制度改正を検討すると聞き及んでいますが、ハンセン病の家族の立場としてそのような制度改正には反対の意見を申し上げます。

わたしは1955年大阪府吹田市で生まれ両親及び姉二人の5人家族で生活していました。母は私が生まれたころに既にハンセン病を発症し、大阪府職員による入所勧奨を受け、当初は入所を拒んでいましたが、近所の銭湯での入浴拒否や大阪府職員による家の消毒などをされ、私が1歳の1956年12月に長島愛生園へ入所しました。同日にわたしは岡山市内の育児院へ入所し家族と別れて生活することになりました。

このようにハンセン病になった者となっていない者が引き離されるということが「らい予防法」という法律によって日本全国でおこなわれました。

1998年に提訴された「らい予防法違憲国賠訴訟」及び2016年に提訴された「家族訴訟」により、二つの裁判の判決で「らい予防法」は憲法違反だと明確に断罪されました。

なぜこのように患者及び家族対する人権侵害が明らかな法律が、明治の時代から89年間も放置されたのかわたしは不思議で仕方がありません。その法律を支えた一般市民の心の中に、病気になってしまった人は、病気になってない人を守るために犠牲になってください、という考えがあったからだと思います。

コロナに罹った人は、コロナに罹っていない人を守るために犠牲になってください。という考え方は、この考えは正当性をもって一般市民の心の中にあります。旅館業法により発熱した人を宿泊拒否できるという考え方は、病気でない人を守るため、病気になった人は犠牲になってくださいという考え方は、病気になった人に対しては、その病気が完治するために平穏な生活を送りながら医療や看護を受ける権利があることを忘れてはなりません。

例えばある旅館に宿泊してきた家族がいたとして、その家族の一人が発熱し宿泊を拒否されるようであれば、発熱で宿泊拒否された人は、その晩どこで寝たらいいのでしょうか。その発熱者が子どもであった場合は誰がその子の世話をするのでしょうか。

このような場面を想定するなら宿泊拒否はあまりにもひどい人権侵害であるといえないでしょうか。

旅館は病気になった人に対して宿泊拒否するのではなく、どのような方法で医療的な配慮ができるのか考えた上で宿泊してもらうというのが「おもてなし」というものだと思います。